

令和5年4月1日以後開始事業年度分

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
	法人番号							
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月

第六号様式別表五の二三(提出用)

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓、㉔若しくは㉕ 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	① 兆 十億 百万 千 円 収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数 ③ 期末の総従業員数 ④
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人	
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤ 兆 十億 百万 千 円 特定内国法人
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥ 特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤ ⑬ %
差引 ⑤-⑥	⑦ 非課税事業を併せて行う法人
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧ 国内における非課税事業に係る期末の従業員 者数 ⑭ 人
再差引 ⑦-⑧	⑨ 国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数 ⑮
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係		法附則第9条第1項関係	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬ 兆 十億 百万 千 円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑭ 兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑮	法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2	⑯
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 仮計	⑰ ⑱ ⑮+⑰-⑱	法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係	
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑲	月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は (⑱-⑲)	⑳ 兆 十億 百万 千 円
資本準備金の額	㉑	課税標準の特例に係る控除割合	㉒
仮計	㉒ ⑲+㉑	未収金の帳簿価額	㉓ 円
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉓	総資産価額	㉔
		課税標準の特例に係る控除額 (㉔×㉒)又は (㉔×㉓/㉔)	㉕ 兆 十億 百万 千 円
		法附則第9条第23項関係	
		資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓	㉖ 兆 十億 百万 千 円
		政府の出資の金額	㉗
		法附則第9条第23項に係る額 ㉖-㉗	㉘

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳ 兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉑ 人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉒	期末の総従業員数	㉓
差引 ㉒-㉓	㉔	非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉕/㉖	㉕	国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員者数	㉖ 人
控除額計 ㉒+㉕	㉗	国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉘